

京丹波町和知支所印刷機賃貸借仕様書

1 契約の内容

京丹波町（以下「発注者」という。）に対し、印刷機賃貸借供給業者（以下「受注者」という。）が印刷機を設置する。

2 契約期間

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）234条の3の規定による長期継続契約とし、契約期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までとする。

ただし、本契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者は本契約を変更し、又は解除することができるものとする。

3 見積額

見積額は月額金額（税抜、付属品含む）とする。

4 印刷機の設置場所

京丹波町和知支所内とする。

5 印刷機の規格及び数量

本体 理想化学工業株式会社製「RISOGRAPH MD 5650」 1台

付属品 自動原稿送り装置 AF-VI : II 1台

2COLOR 架台 Nタイプ 1台

又はこれと同等機以上のものとする。ただし、主に次のような機能等を有すること。

製版方式 高速デジタル製版

印刷方式 全自動孔版2色同時印刷

解像度 読み取り：600dpi×600dpi 以上

書き込み：300dpi×600dpi 以上

使用原稿 ブック、シート

原稿サイズ 最大 297 mm×432 mm (A3 サイズ相当)

印刷面積 291 mm×413 mm (A3 サイズ相当)

給紙容量 1,000 枚 (64g/m²紙) 以上

印刷倍率	等倍、定率変倍及び任意変倍ができるもの
画像モード	文字、写真、文字写真混在モードの選択ができるもの
印刷速度	60～120 枚／分程度以上（可変）
インク供給方式	全自動
マスター給排版	全自動
その他	インク及びマスターロール用紙等の消耗品の充填、交換が容易であること。 5年間の使用に十分耐え得るものであること。

6 料金の支払

請求書に基づき月払いとする。

7 複写機の管理等

- (1) 印刷機の所有権は受注者に属し、発注者はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって使用し管理する。
- (2) 発注者は、印刷機の設置場所を変更するときは、あらかじめ受注者に通知する。この場合当該機器の移動は、受注者が行うものとする。なお、設置場所変更に必要な費用は、受注者が負担するものとする。

8 機器の設置等

- (1) 機器は平成25年4月1日から正常に稼働できるように設置し、取扱方法の適切な指導を行うこと。なお、搬入に際しては、発注者と協議のうえ、入替時期の調整を行うなど、機器が利用できない期間が生じないようにすること。また、契約期間終了後は速やかに撤去しなければならない。
- (2) 搬入設置及び撤去に必要な費用は、受注者が負担するものとする。